

骨子案・学校施設関係追記分

追記箇所

第7章 計画期間中に実施する具体的な取組み

2 対象施設における具体的な取組みの推進

(1) FM戦略プランの方針を早期に発揮させるための取組み

該当ページ P70

① 地域コミュニティの拠点づくり

多様な世代の地域住民が、集い、交流できる「居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）」を、当該地域の拠点となっている施設に設けることについて検討します。

<取組み内容>

以下の施設が持つ「居場所機能」について、学校やコミュニティセンター等、各施設が位置している地域の拠点となる施設へ、その機能を移転します。特に学校への拠点づくりについては、学校の適正規模・適正配置の検討と連携していきます。

- ・青少年の家
- ・老人福祉センター・老人憩いの家

該当ページ P71

⑥ 小中学校の適正規模・適正配置の取組み

本市には、小学校 46 校、中学校 23 校の合計 69 校の市立小中学校があり、延べ床面積で見ると、公共施設全体の約 4 割を占めています。

今後、児童数が少なくなる学校や、通学距離が長い学校などについて適正規模・適正配置を進めるため、具体的な検討地域や時期を定めた「実施計画」を策定します。

策定した「実施計画」に基づき、学校関係者や保護者、地域の方々に構成する「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」を設置し、通学区域の見直しや統廃合などの方策を検討します。